第434回山形海区漁業調整委員会議事録

1　日時、場所　令和7年4月23日（水）　午後2時20分から4時まで
山形市松波　あこや会館　202会議室

2　議　事
第1号議案
会長及び会長代理の選出について
第2号議案
議席の決定について
第3号議案
山形海区漁業調整委員会規程および処務規程の一部改正について
第4号議案
山形・秋田両海区入会協定について
第5号議案
秋田・山形・新潟3海区連絡協議会の提出議題等について

3　報告事項
(1) 令和6管理年度における特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について
(2) 火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示に関する聞き取り調査の結果について
(3) めばる刺し網漁業（知事許可漁業）の今後の許可について

4　出席者

山形海区漁業調整委員会		
委　員	鈴木　重作、伊原　光臣、飯塚　厚司、加藤　栄	
	樋口　恵佳、和田　光子、本間　優子	
山形県漁業協同組合	総務部長(兼)指導課長	安藤　大栄
農林水産部水産振興課	水産振興課長	佐藤　年彦
	水産行政主査	景山　渉
山形県水産研究所	所　長	本登　渉
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課		
	課　長	加賀山　祐
	課長補佐	高橋　伸明
	漁業調整主査	伊藤　寛和

山形海区漁業調整委員会事務局　　主査　　斎藤　祥司

傍聴者　　なし

5　概　要

開　　会

事務局　これより第434回山形海区漁業調整委員会を開会します。はじめに、本日の委員の出席者は7名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程第7条第1項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

委員の紹介

事務局　本日は、第23期の初めての委員会ですので、各委員の紹介をさせていただきます。紹介された方はその場に御起立いただき、一言、自己紹介をお願いします。なお、委員の紹介は加賀山事務局長にお願いします。

加賀山事務局長　山形海区漁業調整委員会事務局長の加賀山でございます。委員の皆様の紹介をさせていただきます。

漁業者委員の「鈴木　重作」委員です。

鈴木委員　漁業者委員の鈴木重作です。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　同じく「伊原　光臣」委員です。

伊原委員　伊原です。一番北の遊佐町で漁業をやっています。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　同じく「飯塚　厚司」委員です。

飯塚委員　飯塚です。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　なお、漁業者委員の「齋藤　守」委員、「田代　善幸」委員、「本間金弥」委員は本日御欠席となります。

加賀山事務局長　学識経験委員の「加藤　栄」委員です。

加藤委員　本業、弁護士の加藤です。弁護士今年で44年目に入りました。県内でもキャリアだけは長老のほうになりました。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　同じく「樋口　恵佳」委員です。

樋口委員　（東北）公益（文科）大で海洋法を教えています。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　同じく学識経験委員の「和田　光子」委員です。

和田委員　由良から参りました、和田光子です。よろしくお願いします。

加賀山事務局長　中立委員の「本間　優子」委員です。

本間委員　本間です。豊かな海づくり大会の時、酒田市で農林水産課に配属されていまして、その関係で漁業に。生まれは八幡で、海よりは養殖とか川のほうが馴染みなのですが、分からないなりに中立の立場でよろしくお願いします。

加賀山事務局長　紹介を終わります。

事務局　議事の前に、資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。先ほどの委員紹介でありましたとおり、「齋藤委員」と「田代委員」は急遽、都合により欠席、農林水産部水産振興課の「笹原補佐」は所用で欠席とのことでしたので、委員の方々には修正した出席者名簿を配布しておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。その他、不足等ありましたらお知らせください。

仮議長の選出

事務局　通常の委員会は、会長に議長を務めてもらうのですが、本日は、第23期委員による初回委員会であり、まだ会長が決まっておりません。そこで、まずは、仮議長を選出願いたいと思います。仮議長については、慣例で最年長の委員にお願いしておりますので、今回は飯塚委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

一同　異議なし

事務局　それでは飯塚委員資料を持って仮議長席へ移動お願いします。

飯塚仮議長　こんにちは。 飯塚です。仮議長ということで会長、会長代理が決まるまで、暫時、席を汚さぬよう頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

議事録署名委員の選出

飯塚仮議長　議事録署名人は、第２号議案で議席を決めるくじ引きをしますが、出席者の中で、若い番号を引いた方２名にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

一同　はい

議　　事

第１号議案　会長および会長代理の選出について　　≪資料１≫

事務局　資料１を御覧ください。漁業法の抜粋ですが、読み上げます。

「漁業法第137条、海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。第２項、海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。」　となります。

２ページ目以降は山形海区漁業調整委員会規程となり、今読み上げさせていただいた内容は３ページの第５条第１項となります。また、会長代理についても委員が互選し、第３項のとおり会長に事故のあるとき又は会長が欠けた時は、会長代理がその職務を代理することとなっております。また、第６条第１項のとおり、委員会の会議は、会長が招集することとなります。説明は以上となります。

飯塚仮議長　ただ今、説明のあったとおり、会長及び会長代理は委員の互選となっております。自薦他薦問わず皆様からの推薦をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同　はい

飯塚仮議長　では、皆様から推薦をお願いいたします。どなたか推薦いただける方はいらっしゃいますか。自薦他薦を問いません。

加藤委員　令和９年度から山形海区の会長が、全漁調連の会長に就任することが事務局前任者の大川さんのくじ引きで決まっていますので、みなさんがよろしければ、今期も会長を務めさせていただきたいと思い、自薦ということで、会長に立候補いたします。

飯塚仮議長　ただ今、加藤委員から会長に立候補する旨の御発言がありましたが、みなさんいかがでしょうか？

一同　異議なし

飯塚仮議長　では、加藤委員を会長に決定します。次に、会長代理はどなたがよろしいか、推薦をお願いします。

加藤会長　池田委員には長らくお世話になりました。キャリアの点から言って「鈴木重作委員」にお願いできたらと思います。

飯塚仮議長　ただ今、加藤会長から鈴木委員を会長代理に推薦する旨の御発言がありましたが、他にございませんか。鈴木委員を会長代理に決定してよろしいでしょう

か。

一同　異議なし

飯塚仮議長　では、鈴木委員を会長代理に決定します。

それでは、これをもって、仮議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局　飯塚委員、仮議長をありがとうございました。それでは、飯塚委員は元の席にお戻りいただき、加藤会長は議長席に、鈴木会長代理は会長代理席に御移動いただき、挨拶をお願いします。

加藤会長　今日は凪の中、漁業者代表の方々にもおいでいただきありがとうございます。新体制で、これからの４年間迎えたいと思います。よろしくお願いします。

最近漁業に関しては明るい材料がなく、漁協も厳しい状況が続いています。色々な情報が流れ込んでいる時代ですが、ネットなどで見ている限り、漁業者の方も釣り人も、どう考えても、魚が減っている。どうしてか、という記事をよく見ます。TAC などもあるが、こんなに獲れないスルメイカが昨年の漁獲よりも多い TAC 目標になっているのはなぜか。素朴な疑問になっている。その中、国の資源管理の方法が、今のままでいいのか。今一度考え直したほうが良いのではないか、と今思っている。自分は水産庁が全て正しいとは思っていない。実際、自分が広域漁業調整委員会で水産庁が間違っていると指摘した点が、後日、その間違いが明らかになった。魚に接している我々委員が各地域から声を出していかないと国は変わらないと思っています。

漁業調整の話が中心だと思うが、各都道府県の委員が資源保護を真剣に考える時期が来ている。むしろもっと早く気付くべきなのではと近年、痛感している。我々にどれだけのことができるか分からないが、山形県からも強く発信していきたいと思っています。

全国の集まりに行くと、水産庁の皆さんの耳に痛いようなことを言っているが、これから各都道府県代表は、水産庁に対して遠慮していてはいけない。もう少し言うべきことは、言わないといけないと痛感している。私も皆さんの意見を背負って全国に発言をしていきたいと思っている。皆さんの御協力よろしくお願いします。

事務局　ありがとうございました。鈴木会長代理、御挨拶お願いします。

鈴木会長代理　このような重責を自分が背負うことは不安でいっぱいですが、会長の足を引っ張らないよう、山形県のために何かできればと考え、任期を全うしたいと思っています。よろしくお願いします。

事務局　ありがとうございました。それでは、会長には議長として第２号議案以降

の審議をお願いします。

第２号議案　議席の決定について　　≪資料２≫

議長　それでは、第２号議案「議席の決定について」です。その方法は、従来は抽選により決定しております。飯塚仮議長の話にありましたが、議事録署名人の選定も抽選を前提にしておりますので、その方法でよろしいでしょうか。

一同　はい

事務局　資料２を御覧ください。こちらは番号だけを書いた座席表となっております。これから皆様に引いていただく「くじ」に番号が記載されており、その番号が第23期海区漁業調整委員会における自分の座席となります。抽選後に、席札を持って自分の番号の座席に移動していただきます。なお、各座席の前にも座席番号の紙を貼っておりますので御確認下さい。

それでは、くじを持って席を回りますので、１枚ずつ引いていただきますようお願いいたします。なお、本日欠席の委員につきましては、事務局が代理でくじを引かせていただきます。

～くじ引き～

事務局　抽選の結果を発表します。１番の席が伊原委員、２番の席が本日欠席の田代委員、３番の席が本間優子委員、４番の席が和田委員、５番の席が樋口委員、６番の席が本日欠席の齋藤委員、７番の席が本日欠席の本間金弥委員、８番の席は飯塚委員となりました。

以上で抽選結果の発表を終わります。座席を資料２のとおりに変更しますので、各委員は席札を持って座席の移動をお願いいたします。

議長　それでは、議事録署名人ですが、くじで若い番号を引いた方２名にお願いすることとしておりましたで、１番を引いた伊原委員と２番を引いた田代委員ですが、本日欠席ですので、３番の本間優子委員に本日の議事録署名委員をお願いします。

３号議案に入る前に、先日水産研究所の職員が不慮の事故で亡くなったので、会長の独断で黙とうをしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同　はい

議長　黙とう。

～黙とう～

ありがとうございます。お直り下さい。

今回の事故は所長さん着任すぐで大変だと思います。私の感想ですが、報道機関は誰かを悪者にしようとします。２名で潜らなかったから事故が起きたというよう

な書き方をしているが、２名で潜っても事故は起きる。経験から２名で潜ったからといって、助かる確率は非常に低い。むしろ２名で潜った際の２次被害すら危惧します。さらに言うと、民間のダイバーはみんな１人で潜ります。２人で潜ったからといって事故の発生率は下がらないと思います。もし本当に下げようとするなら、アクアラングではなく、潜水夫で上に船を待機させる体制でないと無理だと思う、となると船には３から４名必要になる。人数と予算が必要となる。それが理想ではあるが現実的ではない。特に浅場でする場合、機動性がないので難しい案件だと思います。

心無い批判があると聞きますが、そんなことには屈せず、筋は通して欲しいと個人的には考えています。

第３号議案　山形海区漁業調整委員会規程及び処務規程の一部改正について
≪資料３≫

議長　事務局から説明お願いします。

事務局　資料３を御覧ください。１ページ目ですが、タイトルが「山形県海区漁業調整委員会規程改正（案）」となっていて「県」が不要ですので、お手数ですが修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

第１条から第３条までは変更ありませんが、第４条おいて、現行では「３書記」となっておりますが、今年度の人事異動で主査が新設となりましたので、３を「主査」、４を「書記」としております。これは、今年度からの事務局体制に対応した改正となっております。また、付則について、「平成16年７月14日からの施行」の文章が重複して記載していたため、削除しております。

２ページ目もタイトルが「山形県海区漁業調整委員会規程改正（案）」となっておりますので、大変申し訳ございませんが、先ほどと同様に修正をお願いいたします。

こちらに関しても、主査が新設されたことに伴い改正案を作成しております。３ページから８ページは、今年度から施行予定の規程案の溶け込み版となります。説明は以上となります。

議長　御意見、質問等ありましたらお願いします。皆さん異議なしということでよろしいでしょうか。改正を委員会として承認します。

第４号議案　山形・秋田両海区入会協定について　　**≪資料４≫**

議長　こちら、毎年の事ですが事務局から説明お願いします。

事務局　資料４を御覧ください。秋田・山形両海区では、毎年ごち網漁業の入会協定を結んでおります。今年度は秋田海区が協議文書を送ってくる順番なのですが、例年、５月中旬に送付があり、それから協議すると６月１日からの入会操業期間に間に合いませんので、本日協議させていただきます。

こちらの資料にお示ししている協定については、内容は例年と変更なく、７番

の協定期間の「年数」のみの修正となっております。２ページ目の、最後に記載する会長名については、当海区では、先ほど、加藤会長に決まりましたので加藤会長の名前が入ります。秋田海区でも、初回の委員会で会長が決まる予定ですので、協議文書には名前が入っている状態となります。なお、秋田海区の担当者にこの内容で間違いなく協議するということを確認しております。

ごち網の入会につきましては、平成15年から双方の入会許可の実績はありませんが、両海区の友好関係を保つ意味からも毎年協定締結を継続しております。そのため、今年度も例年通り協定を結んではいかがかというものでございます。説明は以上となります。

議長　一つはこの内容で良いか、もう一つはこの協定書を今年も締結するか。という議題です。長年にわたって入会の実績はないが、隣県同士ということもあり接点ともなりうる協定なので、事務局としては存続の提案をしています。この内容で良いか、２つの提案について皆さんから御意見、質問等、いかがでしょうか。

伊原委員　近年、実態がないということで来ていますが、近年山形県の漁船が県境から離れた界隈まで行っている。そういったことから、入会があったほうが、トラブルを防ぐためにも協定は必要だと思う。

議長　はい、ありがとうございます。他にありますか。なければ、資料４の内容で締結します。皆さん御意見ありませんね。

一同　はい

議長　山形県としてはこの内容で締結を決定したいと思います。

第５号議案　秋田・山形・新潟３海区連絡協議会の提出課題等について≪資料５≫

議長　そろそろ５月、３海区の協議会の予定ですが、昨年の開催は流れてしまい、今年は新潟県が当番県で、よほどの天災がない限り開催の予定です。開催時期ははっきりしませんが、７月、８月を予定しています。３海区協議会への山形県の提出課題について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。過去の経緯を含め事務局から説明お願いします。

事務局　資料５を御覧ください。「秋田・山形・新潟３海区連絡協議会」は、隣県海区の顔合わせや情報交換を目的に、会長からもありましたが、毎年７、８月ごろに３海区の関係者が一堂に会する会議を開催しております。開催県や幹事海区については１年ごとに持ち回りで担当しており、今年度は新潟海区が担当となります。来年度は山形海区が担当です。例年、会議後は、情報交換を目的とした懇親会も設定されます。

資料には、過去の３海区連絡協議会での提案・照会事項を記載しております。そ

れぞれの海区で、当日に他の海区に聞きたいことを事前に照会し、会議の場で直接、情報交換しています。

５、６ページのとおり、令和２年度から令和４年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で書面による協議のみの開催となっておりましたが、令和５年度は、本県で３年ぶりの対面開催となりました。

令和６年度は７月末に秋田県で開催の予定でしたが、直前に秋田県と山形県を中心とした記録的な大雨があり、二次災害発生リスクを考慮し、秋田海区から中止の連絡がありました。各海区の照会事項については、今年度の会議冒頭で意見交換する時間を設けてもらうよう、今年度幹事海区の新潟海区に提案しております。

今回は、今年度の３海区連絡協議会で取り上げたい照会事項について、皆様から御意見をお聞きしたく存じます。他の海区に聞きたいこと、提案したいこと、気になっていることなどございましたら、是非お話しいただいて、案をまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

議長　去年は実質的な議論が出来なかったので、去年の議題、もしくは去年の議題にプラスアルファして７年度の新しい議題にするという方法もあるかと思いますが、全く新しい議題を持っていくこともできる。皆さんから議題を出していただき、３海区で協議したいこと、隣県の実情を聞きたいこと、などありましたら出していただきたい。

鈴木会長代理　報告事項に火光利用の問題があるのですが、新潟、秋田の火光釣りの現状と課題、もし、問題点があるのなら解決、もしくは取組状況を議論してみてはいかがでしょうか。

議長　山形県が直面している問題ですが、これについて議題に上がったことはなかったのか。

鈴木会長代理　随分前に１、２回あります。平成23年にあった。

議長　光力規制の合意ができたのも平成23年。それより以後の協議でしたね。

今、直面している問題で、色々な状況から、拡大しても良いのではないのか、という意見もあるが、５トン未満の船からは消極的な意見もあるので、難しい問題です。水産振興課で調査中ではあるが、確かに隣県の状況は参考になると思う。

それ以外にテーマはありませんか。

伊原委員　鈴木会長代理の話にもありましたが、20年ほど前にかなり議論した経緯があるが、漁業者同士のトラブル、資源への影響を考えると、しっかりとした決まりを作っていくべきだと思う。是非こういった、意見交換が出来ると良いと思う。

議長　他に意見はありませんか。去年議論出来なかったのを含め山形県のメインの問題として火光釣りの現状、課題等について隣県の状況、解決方法も含め情報提供していただいた上で議論するというような方向性でよろしいでしょうか。

一同　はい

議長　実際の文章については水産振興課と相談して調整しますが、火光釣りの現状と課題について隣県の課題と現状を聞き議論する。問題があれば解決策をさぐることを、今年度の案件として出します。

５号議案は以上で終了とさせていただきます。次に報告事項に移ります。

６　報告事項

（１）令和６管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について

議長　これにつきまして水産振興課から説明お願いします。

斎藤主査　報告１の資料を御覧ください。くろまぐろの令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについては、令和６年３月の第426回委員会で事前にお諮りさせていただき、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更し、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応とさせていただくこととしました。１～３枚目はその諮問、答申の写しとなります。

４枚目のとおり令和７年３月13日付、５枚目のとおり令和７年３月25日付で農林水産大臣から漁獲可能量の融通の通知があり、６枚目、７枚目のとおりに変更しました。

８枚目は参考資料として令和６管理年度、昨年度の配分量、譲渡・漁獲実績をまとめております。１番、２番の表のとおり、小型魚については、800キロを譲渡し、15,700キロから14,900キロに変更しました。今回、譲渡した目的は、繰越メリットだけでなく、譲渡メリットも得ることを目的に譲渡を行っております。

小型魚について、想定される譲渡メリットは、800キロ、繰越メリットは３番の上の表のとおり1,200キロの、合計2,000キロの追加配分が来ると想定しております。同じく、大型魚については、200キロを譲渡し、23,300キロから23,100キロに変更しました。想定される譲渡メリットは、200キロ、繰越メリットは３番の下の表のとおり300キロの、合計500キロとなります。説明は以上となります。

議長　今の説明について、意見、質問等ありませんか。

譲渡することによって二重のメリットがあるということですね。

斎藤主査　はい、そうです。国の留保枠によって前後はあるが、譲渡した同じ数量が

来る。当初配分の１割が譲渡メリットの上限ですので、本県の場合、当初配分が大型魚で譲渡メリットが1,000キロで、同じ数量が来る予定になっています。

議長　これついては、国の留保枠を使っているわけですね。

斎藤主査　国の追加配分の原資がありますので、そちらのほうから調整してこちらにくる、というかたちです。

議長　今の内容について報告事項について御意見、質問などありませんか。

一同　ありません

議長　次に移ります。

（２）火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示に関る聞き取り調査の結果について

議長　これにつきまして事務局のほうから、説明、報告お願いします。

伊藤書記　御説明いたします。山形海区事務局書記の伊藤と申します。資料の報告２を御覧ください。火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の聞き取り調査の結果について説明します。委員会指示について簡単に説明します。委員会指示とは、漁業法の規定に基づいて、漁業法第120条、第１項の規定により、山形海区漁業調整委員会が、漁業調整に必要な指示を出すことができる。とされている。今回説明しますのは、火光利用の一本釣り漁業の制限に係る委員会指示、電気を使った釣りの制限に係る委員会指示について調査した結果の報告です。

１の概要についてです。火光利用による委員会指示につきましては、令和６年１月に５トン以上の船舶の漁業者から、トン数制限の撤廃の要望がありました。現在この委員会指示では、電気を使った漁業である火光釣りは５トン以上の船舶では禁止されています。そういった事情から５トン以上の船舶から漁業をさせてほしいと要望があった。漁業者との調整がなかったことから、令和６年度に協議の結果、まずは、海区事務局が主体となって県漁協さんの御協力もいただきながら、漁業者への聞き取り等の調査を進めることとなりました。本日は、その聞き取り調査の結果及び今後の対応案について御報告し、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。

それでは、２の聞き取り調査の結果についてです。聞き取り調査は、先月の令和７年３月４日に県漁協さんの念珠関総括支所、由良総括支所、本所の３ヶ所で、行いました。聞き取り調査としておりますが、まずは、意見交換会という形で、火光釣りに関する委員会指示のトン数制限撤廃の要望について、漁業への影響、トン数制限、操業区域等、光力制限など、幅広く各地区の漁業者から御意見を頂戴したところです。

各地区の主な意見を御紹介します。資料の２の（２）を御覧ください。まず、念珠関総括支所での意見です。①の他漁業の影響等について、一番大きかったのは、はえ縄漁業者からワニザメが寄ってくるため、多大な影響があるとの意見がございました。一方、底びき網漁業者からは、将来的に底びき網漁業の禁漁期である７月から８月に、火光釣りをしたいとの意見もございました。

②のトン数制限については、制限を撤廃することにより、操業する船が増え、県漁協さんの水揚げ増加も考えられること、トン数制限を15トンまで認めてもらえば、将来的に底びき網漁業者も火光釣りができるとの意見がありましたが、浜の意見を聞いて判断することが重要との意見もありました。

③の操業区域・期間についてですが、５トン以上の船舶による火光釣りについては、沖合限定での操業や水深で操業区域等を制限してはどうかとの提案がございました。

④の光力制限については、10ｋＷでもブリが釣れること、遊漁の方が有利であること、複数の大型船が近い場所で火光釣りをすると明るくなりすぎるなどの意見がありました。

続いて、由良総括支所での意見です。①の他漁業への影響等については、念珠関総括支所と同様に、はえ縄漁業者からワニザメが増えることが一番の問題とのことでした。一方、小型いか釣り漁業者から、スルメイカが少なく商売にならないため、５トン以上の船にも火光釣りをさせて欲しいとの意見がありました。

②トン数制限については、５トン以上の船舶の漁業者から、ケンサキイカ漁をしたいため、トン数制限を撤廃してもらいたいとの意見がありました。

④の光力制限については、夏の時期にプレジャーボートが定置網のそばで、火光釣りをしているため、遊漁者へのルールの周知を徹底してもらいたい、漁業と遊漁とで光力制限に違いがあるため、問題が起きるのではないかとの意見があったほか、火光釣りの委員会指示の光力制限の基準を明確に記載して欲しいとの要望がありました。これは、漁業の火光釣りの光力制限だと、光の種類（光源）が明確にされていない、遊漁だと光の種類は決められているが、漁業では５ｋＷと光力の制限はあるが、光の種類は決まっていないので、それを明確にして欲しいとの要望があった。

また、現状に即して、委員会指示を見直すことは必要だが、浜の意見は聞かなければならないこと、県や漁協には、今回の聞き取り調査を受けて、結果の報告だけではなく、できることを海区に報告して欲しいとの御意見もいただきました。

最後に本所での意見です。①他漁業への影響等について、火光釣りの委員会指示のトン数制限の撤廃の要望を出した漁業者の中には、遊漁の客なのか、又は乗組員なのかわからない状態で水揚げをしている者がおり、そのようなルールを乱す漁業は認められないので、何らかの制限、条件がなければ、小型船としては要望を受け入れられないとのことでした。また、刺し網漁業者に意見を聞いて欲しいとの意見がありました。

②のトン数制限については、酒田地区の漁業者は撤廃でよいとの意見がほとんどでした。

③の操業区域等については、５トン以上の船舶については、共同漁業権より沖合での操業や例えば刺し網やはえ縄が操業しない時期に限定するなど操業期間のルールを決めることについて提案がありました。

④の光力制限については、緩和して欲しいとの意見があったものの、概ね現状の10ｋＷで良いとのことでした。

主な意見については、以上です。海区事務局では、いただいた御意見等を踏まえ、３の課題として、整理しました。

１点目は、火光釣りの委員会指示のトン数制限を撤廃することにより、はえ縄漁業などの小型船に影響があること。

２点目は、トン数制限を撤廃することにより、底びき網漁業者による禁漁期における火光釣りや５トン以上の小型いか釣り漁業者によるケンサキイカ漁が可能となり、漁業経営の向上及び県漁協への水揚げ増加が期待される一方で、県内外を問わず５トン以上の船舶による山形県沖での火光釣りが可能となるため、漁業者間のトラブルや漁獲圧が増えることによる資源への影響が懸念されること。

３点目は、漁業の光力制限の光源等が明確でなく、また、漁業と遊漁の光力制限に違いがあること。

海区事務局としては、この課題に対して、４の今後の対応についてとして、事務局案をまとめました。

課題の１点目については、地区ごとに意見を聞いたので、今度は、漁業種類ごとに意見を聞く（はえ縄漁業、刺し網漁業等）。

課題の２点目については、漁業者間のトラブルを未然に防止し、資源に影響がでないようにするため、トン数制限の見直しとあわせて、操業区域（距岸制限等）や操業期間の制限を設けることを検討することを案とする。

課題の３点目については、光力制限の現状について整理し、見直しを行うかどうか検討するとともに、改めて遊漁者に対し、ルールの徹底、光力制限に関する委員会指示の周知を徹底する。

以上、今後の対応について、事務局案のとおり、進めてよろしいか、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　こちらは報告事項ですし、事務局で開始した聞き取りの内容の要約です。今後の調査の進め方、意見の集約を進めていく、ということが報告の方針だと思います。そのうえで、報告事項ではありますが、大事な問題なので意見を交換しても良いと思うが、どうか。事務局からの報告内容の質問、意見、この問題についての皆さんの考えについて、自由に話して欲しい。

一つ私から、ワニザメが寄ってくるとの話ですが、10 ｋＷでも船の数が増えると寄ってくるのか、大きい船はどうしても大きい光力を使いたがる、10 ｋＷを守らない船が出てきて、ワニザメが増えるのか、どちらでしょうか。

伊藤書記　10 ｋＷでも寄ってくる。

議長　火光釣りに従事する船を増やしたくないということなのか。

伊藤書記　はい。はえ縄をやっているときに、夜、電気釣りをするとワニザメが増えるから、仕事にならない。と言われました。特に光力が問題ではなく数が増えることが問題なのです。

議長　現状火光釣りに従事している船は、10年前と比べて減っているはずだが、山形県全体で、何割くらい減っているか分かりますか。10年前と比べて係留している漁船の数が明らかに減っている。自分の感覚だが、係留している船の空きスペースを見ると10年で３、４割減っているように思える。伊原委員どうですか。

伊原委員　漁協の理事をやっているが、漁船の数は分からない。組合員数で言うと正確ではないが、組合員数は1,000人強くらいで、正組合員が380人、準組合員が620人という数です。以前は正組合員が400人を超していたが、年々減っているのが現状です。

議長　他の地区は分からないが、酒田地区の漁船の係留場所を見ると20年前の半数に減っていると思う。10年間でも目立って減っている。この現状のもとで10ｋＷを持っている５トン以上の船が参入しても20年前と比べ多いなどという実状になるのか疑問に思う。

伊原委員　漁場がなくて、その問題になるのか、あるいは資源に関して影響が出るのか。今ワニザメの話が出たがその他の影響がでるのか、その辺は分けて考えるべきだと思う。一番心配するのは、資源とか周りの環境の影響を心配している。当然、光力が同じであれば今までと変わらないと思うが、船が大きいがゆえに光力を上げたいという話が出ると、資源や、周りへの環境に影響が出てくると思う。

議長　電気ワットの問題ではあるが、本所で出た話として、遊漁の客なのか、乗組員なのか区別がつかない状態で水揚げをしているが。５トン以上の船で遊漁としてやる分には協定のワット数でいい。その代わり、遊漁なので明石、大瀬には入れないいが、その周りならいい。要するにお客さんを乗せて、遊漁として行き、客に釣らせ、多くて持っていけない魚は船長が水揚げしていくという話が本所であった。遊漁で船長が釣りをしてはいけないという、矛盾がある。考えると違反だと思うが、そのような実態があるということです。

５トン以上の船にルールを作って、そのルールを守ってもらうことと、違反する船がいるということが、直接リンクしない問題があり、別の方面で取り締まりが必要なことが５トン以下の方の不安材料になっていると思う。ただ、酒田地区の方の不安材料と、鼠ヶ関地区の方の不安材料が違うので調整に時間が必要だと思う。反対という声もあれば、条件付きで認めても良いという話もある。感触として反対意見が多いのか。条件付きなら認める意見が多いのが現状はどうなのか。数を数え

ていないから、難しいとは思うが、話し合いの場としてはどんな雰囲気だったのか。

伊藤書記　感覚的な話だが、はえ縄漁業者は反対してはいるが、操業区域を沖合に限定するとか、何かしら区切る部分があれば、共存できるのではないか。条件を付けるとできるという感触を得ている所です。

議長　それは　エリアだけですか。時期も指定していますか。

伊藤書記　時期も含めてです。その辺も今後漁業種類ごとに聞いていって検討したい。全く反対なのかと思って意見を聞いたのですが、底びきの方から禁漁期にしたいとの意見もあるので、資源や漁業調整上のトラブル防止、資源管理のことも考慮しながら、今は５トン以上の船は操業できないが、何かしらの制限を設ければ可能なのではないか。

当初、昭和47年にぶりの火光釣りの委員会指示が発動されたが、15マイル以遠は５トン以上の火光釣りができたことから、どのような区切りにするか、期間も含め５トン以上の船もできる船があると良いと思う。沖合で操業すれば良いのではという意見もあった。はえ縄、刺し網に影響のない所で、調整できればと考えている。

議長　区域や期間で分ける方法もあるが、区域や期間の組み合わせで条件を付けて分ける方法もあると思う。縄と競合しやすい時期はいつ頃なのか。ブリの火光釣りは、ほとんどが11月、12月ですがその頃は縄と競合するイメージはないが。伊原委員どうでしょうか。

伊原委員　酒田沖では　その時期夜のはえ縄はしないと思います。他の地区では、岩礁地帯の底縄をするところもあるので、地区によって環境が違うと思う。

議長　サワラのはえ縄は、11月12月、ブリの火光釣りに影響はあるのか。

伊原委員　遊佐、酒田では競合することはない。

鈴木会長代理　今、報告の中でワニザメの問題があるが、こちらは鼠ヶ関、温海地区の方の問題で、新潟県の山北の人たちが県境で操業している。その情報でこの問題がクローズアップされている。基本的にはえ縄船に関して、エリア、時期、光力等々の制限やルールが守られ、浜なり漁協の振興に寄与するものであれば、さほど大きく反対意見はないと思う。

もう一つ、火光釣りだけの問題ではないが、ルールを決めたとしても、ごく一部のルールを守らない人が出てきた場合、それを監視する、それを取り締まる人がいてルールが遵守されるべきものを、全部、問題が浜に落とされる。今回の聞き取り

もそうだが、当事者間の意見では、パワーバランスの強いほうの意見が通る傾向がある。

今後、県にお願いですが、管理を進める中で時期、区域、光力の制限は当然やっていく問題ですが、どうすれば、取り締まりが出来るか。どうすれば、守れるか。犯人を作るべきではないが、飴と鞭で、両立させないと守られるルールになりにくい。全てがそこから綻びになる。それが本所や各支所の懸念材料です。

火光釣り、プレジャー、イコール違反と考えている人が何人かいるので、話を進めるうえでこちらが障害となる。県の行政のあるべき姿、どうしたら管理できるか。ルールを守らせることが出来るか。これも同時進行で議論し情報を開示して詰めていっても良いと思う。

議長　夜間の現場に行く必要があるということですよね。

鈴木会長代理　現場に、その辺はなんとも言えないが。

議長　いつも、月峯を出すのが大変なら、私の船ならお貸ししますので。ただ夜間航行となると、レーダーついてないので難しい。

鈴木会長代理　現行犯でないと取り締まれないとは思っていない。疑いがあれば調査していく。現行犯なら１回やったら免許取り消し。２回、３回やって免許取り消しとか悠長なことではなく、１発取り消し、そこまでやって良いと思う。

議長　需要があるので　５トン以上に守っていただけるのであれば時期、区域、光力の制限を守っていただけるのであれば、やる船は多いと思う。これに関しては漁協サイドの水揚げを増やしたいという期待感もあると思う。色々なことを考えると漁業者が減っているので、５トン以上の船を増やしたところで火光釣りが倍に増えることはないと思っているが、どうか。

鈴木会長代理　漁業に関しては、確かにレジャー船等が増えているので、漁場を管理しながらみんなで有効に使っていく。しかし資源は有効に使っていく難しさはあると思う。

議長　これに関してはもう少し今度は漁業種ごとに調査を続けていただき、区域、期間等の条件が見えてくると思う。場合によっては地区ごとで違うルールもありうる。鶴岡、温海、酒田、遊佐、地区ごとに環境が違う。難しい問題であるし、現在でも海共ごとに光力制限が違っている。きめ細やかな条件分けが要件となって多くの方の同意が得られると思う。大変だと思うが、事務局のほうから緻密な聞き取りと分析をしていただければと思います。

これについて他に御意見ございますか。なければ報告事項なので引き続き調査をお願いするということで次に移ります。

（3）めばる刺し網漁業（知事許可漁業）の今後の許可について

議長　これにつきまして水産振興課から説明、お願いします。

伊藤漁業調整主査　知事許可漁業である、めばる刺し網漁業の今後の許可について御説明いたします。お手元の資料報告３を御覧ください。１の概要についてです。知事許可漁業の飛島でのめばる刺し網漁業については、これまで資源動向を注視するため、山形海区漁業調整委員会に諮問を行い、許可の有効期間を３年間から１年間に短縮しておりましたが、この度、２枚目の水産研究所の研究成果により、資源の状況に問題がないと認められるため、次回の許可からは、許可の有効期間を原則の３年間に戻すものです。

２の経緯等について、御説明いたします。めばる刺し網漁業については、漁業者からの要望により、９月の１ヶ月のみであった漁業時期を令和４年度の許可から２ヶ月間に拡大いたしました。一方、この漁業時期の拡大に伴い、資源動向を注視する必要があるため、海区への諮問を行い、許可の有効期間を３年間から１年間に短縮して状況を見てまいりました。

こうした中、令和４年度に漁業時期を２ヶ月に拡大してから３年が経過し、この度の山形県水産研究所の研究成果において、ウスメバルの資源が増加傾向にあることが分かり、資源状況に問題がないと判断されるため、次回の許可からは、許可の有効期間を１年間とせず、３年とすることについて、報告いたします。

なお、漁業時期については、漁業者からの要望にあわせて、令和５年度から時期をずらし、８月 16 日から 10 月 15 日までの２ヶ月間としております。報告は以上です。

議長　これにつきまして御意見、質問等ありましたらお願いします。

樋口委員　報告３の資料、資源状態を説明している資料ですが、その中の年間平均 CPUE が出ているが、何を意味しているのかお聞きしたい。

本登所長　年間平均 CPUE とは、漁獲努力量です。漁獲量を隻数と日数で割って出したもの。年間の漁獲量を出ていた船の隻数と操業日数でそれぞれの漁獲量から割ることで１日１隻あたりの平均の漁獲量となるものです。

議長　（kg/隻・日）ではなく（kg/隻×日）でないでしょうか。

本登所長　はい、そうです。

樋口委員　ここで成果として出しているものは、１日１隻あたりの漁獲量が伸びているあるいは、増加傾向にあるので、資源量はおそらく伸びているということですね。

本登所長　獲る隻数が横ばいなので漁獲圧が一定のなか、漁獲量が増加に転じている。

ということは資源量が増えていると考えられる。

議長　よく水産庁がやっている漁獲量から資源量を推測する方法です。その結果大きな誤算が出たのはハタハタですが、隻数が変わらないなら、漁獲圧は変わらない、と言われてきたが、メバルに関しては新しい魚種になるので、従事している方の技術が上がり、結果的に同隻数でも漁獲圧が上がることは考えられる。それで増えたと言って良いのかという問題もある。その根山区域は２ヶ月以外網を入れることはできない、ですよね。

一つ情報ですが、８月から10月にかけてのメバル漁は地物のメバルですが、ちょうど今、根山でメバルが獲れている。それは飛島に根付いているメバルではなく回遊性のメバルだそうです。この時期に毎年回遊性のメバルが通るので、いい釣りができる、と言う話があるが、居ついているメバルではなく、回遊性のメバルで、もし４月に獲れるのであれば、飛島で回遊性のメバルを通る時期に刺し網を許可しても良いと思う。釣り人からの情報だと、回遊性のメバルが４月と６月に２週間ずつ通ると聞くがそんな情報は入っていないか。長くはいないらしい。あきらかに、渡りと地物で魚体とか体色とか、見た目が違う。飛島の地物のメバルは、緑色こけがついているように見えるが、回遊魚にはそれがない。漁業の対象になるボリューム、大きさであれば、資源を減らすことなく、漁獲が増えるのであれば、そういうことも検討できればと思ったので、情報提供です。

鈴木会長代理　今の情報ですが、随分昔にそういった話もあった。春に回遊してくる。根山の付近を通って大瀬やアラ場で一本釣りで獲られるという意見が以前もありました。根山の刺し網に関しては飛島だけの問題ではない。本土側の一本釣りの人たちにも意見を聞いたという経緯もあったので、通るから獲らせるだけでは乱暴な意見だと思う。自分の聞いた情報では南下するメバルだそうです。

議長　その中で定住するメバルはいるのか。

鈴木会長代理　聞いた話だが、渡ってきたメバルの中に定住するメバルがいると聞いた。

本登所長　回遊性が高いのは黒メバルではないのか。

議長　ウスメバルでした。明らかに居ついているメバルと違っていたので渡りのメバルだと思う。釣り人の情報です。

まずは報告事項なので１年から３年に戻すこと。根拠としては水産研究所の報告で隻数が変わらず漁獲が減らないので十分な資源はあるという考えのもと、３年に年に戻す事です。

他に皆さんのほうからありませんか。なければその他に移ります。

（4）その他

事務局　次回の委員会は、６月中旬の開催を予定しております。具体的な日時については会長と相談して後日皆様にお知らせします。宜しくお願いします。

そ の 他

議長　全体のその他としてありませんか。提案とか。今後の海区委員会のあり方についてなど。

伊原委員　３海区のことで新潟からの洋上風力の話がありましたが、洋上風力に関して出しにくい。賛否両論ありますが、現状を漁業者として言わせてもらうと、昨年末に合同会社が選ばれ、今月から海底地盤調査が想定海域で始まっている。南は酒田市と遊佐町の境目、北港の北側 1000 メートルの所、日向川の河口の共同漁業権内、西浜の海水浴場の南の端の間がエリアです。深さが沖合で 40 メートル、岸側が沿岸から 2000 メートルのエリアで海底地盤調査が始まっています。今やっているのが磁気探査。櫓を設置するにあたって、爆弾や金属がないか。特に酒田港は機雷が見つかった関係で磁気探査を丁寧にやっている。その他に音波で海底の起伏を見ている。それが終わると来月の中旬から櫓が８本のボーリングのサンプリング調査が始まる。それが８月の初めまで。その間ボーリングだけでは足りないところを地震計で地盤が柔らかいのか硬いのかを 30 か所くらい見ます。そんな状況で進んでいます。

今日メバルの話が出たが、漁業影響調査をどうやって行くのか。公の場で議論する。物理的に影響のある部分と、どの漁法に影響があるのか、魚類のように泳いでくるものがどう変化するのか。それぞれ専門家の意見も聞いて進めていきたい。現状の説明です。

議長　今の予定地に魚礁は入ってないですね。

伊原委員　魚礁の少し手前です。昔の小さい魚礁はあります。埋没して分からないような魚礁は何か所かあります。

議長　天然の岩盤はないということですか。

伊原委員　調べてみないと分からない。

議長　天然の岩盤は施工しにくいので避ける。砂地を探して建てると聞いている。

伊原委員　鶴岡地区と違って遊佐の県境は月光川からも最上川の酒田界隈は庄内平野の延長線上で、遠浅で平坦な所が長い。砂泥質なので沖合は、アマダイなどはいいが、魚礁がないので明石の北側は何もないエリアが広がる。何万年前かわからないが庄内平野の形成の堆積物の延長線と感じている。

鈴木会長代理　いつから営業になるのか。

伊原委員　３年後に施工業者が、建設を始める。２年間で施工が終わる。５年後に運転開始になる予定です。

議長　白灯台の脇の岸壁が出来てからの着工ですか。

伊原委員　関係ないです。別です。

議長　遊佐の作業船はどこに止めるのですか。

伊原委員　酒田港が基地港湾です。

議長　他にありませんね。次回は６月に予定しています。日程については後日連絡が行くと思います。

閉　　会

議長　第１回の委員会は終了になります。本日はありがとうございました。

上記のとおり第 434 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和７年４月 23 日

山形海区漁業調整委員会

会　　長　　加藤　　栄

委　　員　　伊原　光臣

委　　員　　本間　優子